

安曇野市自治基本条例改正要旨に対するパブリックコメント

章・条・項・号	ご意見の要約	ご意見に対する市の考え方	対応
第1章 第4条第2項	「民族」の次に、「宗教」を加えるべき。「市民を差別することなく」の中には、宗教による差別があってはならないと考えることから、国籍、民族、言語、文化と共に宗教を加えることが望ましい。	日本国憲法の規定をすべて挙げる必要はないものの、近年信教の自由については関心も高くなっていることから「信教の自由」について加えます。	第4条第2項（基本理念）「国籍、民族、言語又は文化の違いによって市民を差別することなく」に「信教」について加えます。
第3章 第8条第1項	議会の権能には、議決権、同意権、検査権及び監査請求権、調査権、意見書提出権、請願及び陳情の受理、自律権、選挙権があると地方自治法（第96条～第102条）に規定されている。この範囲内においての政策立案と政策提言とは何なのか？	政策立案と政策提言は、安曇野市議会基本条例に第2条第3号及び第12条に「市民の意見、要望等をもとに政策立案、政策提言等の強化に努める」と規定され、自治基本条例にも規定しました。また議会の権能は地方法自治法で規定（第96条「議決権」、第97条「選挙権」、第98条「検査権及び監査請求権」、第99条「意見提出権」、第100条「調査権」、第124条・第125条「請願の審査・調査」のほか「同意権」など）されています。したがって、個別の権能については削除します。	第8条第1項「政策立案、政策提言等を行うよう努めるものとする。」及び同条第2項「市議会は、市政運営を監視するものとする。」を削除します。議会の個別の権能を掲げず、「法令や条例に定める権限を行使する」に留めます。
第3章 第8条第2項	議会の権限について上記のとおりと考えると議会の最も本質的な権限は、議決権であるとされている（議決があつて監視）。市政を監視することのみを条文化することでよいのか。	現条例でも区加入については、努力義務としております。	改正はしません。
第7章 第25条第1項	区加入について義務化しないように。		